



参画と協働のシンボルマーク

参画と協働のまちづくり

平成31年度未来づくりパートナー事業 (西宮市協働事業提案制度)

募集要領

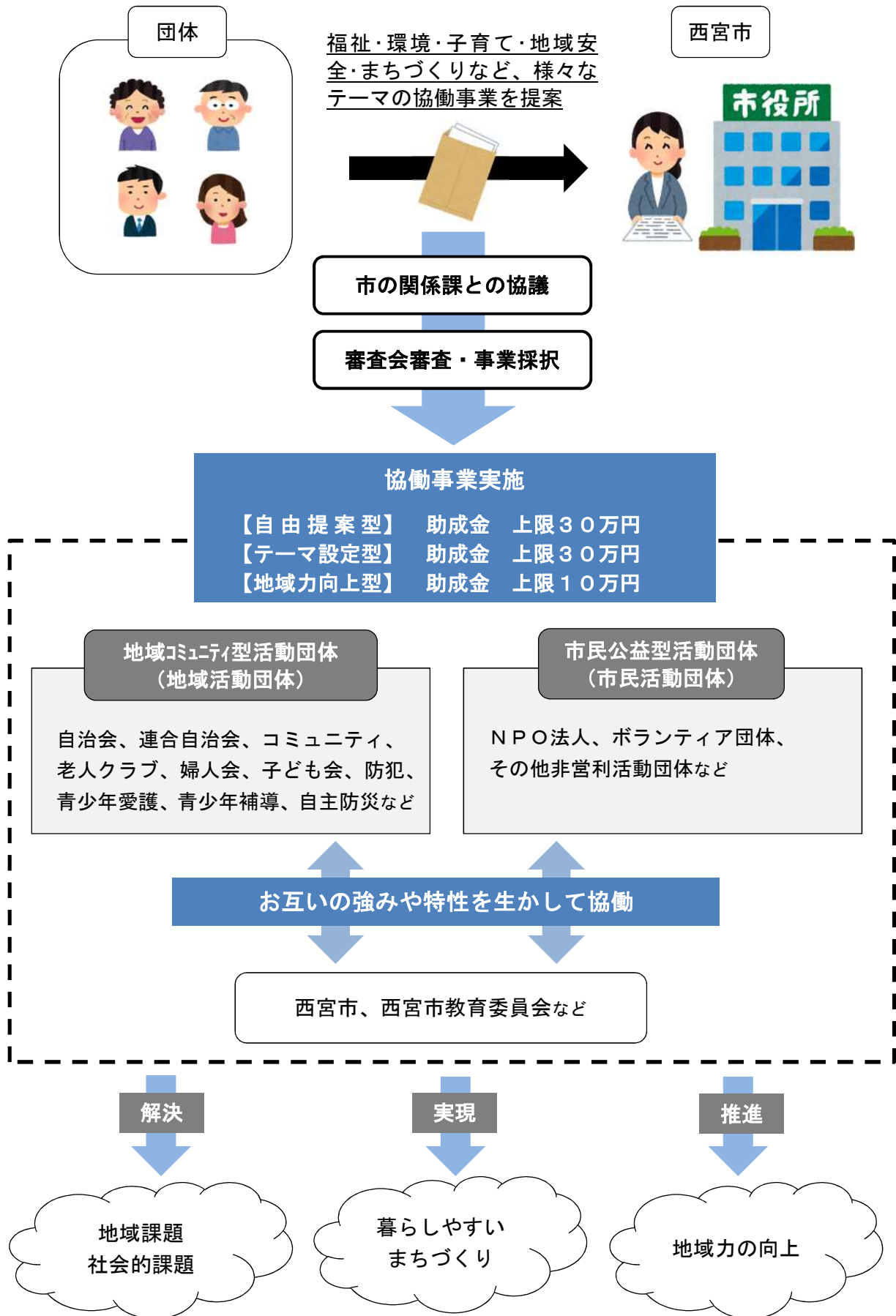


募集期間

平成31年2月12日(火)～平成31年3月20日(水)

※ 協働事業助成金については、平成31年度予算が議会の審議を経て成立することを前提としています。予算が成立しなかった場合は、助成金の交付は行いませんのでご了承ください。

制度のイメージ



1. 制度の目的

地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化するなか、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。また、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、住民同士のつながりの希薄化や地域コミュニティの活力低下が懸念され、地域力の強化が喫緊の課題となっています。

西宮市では、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験をまちづくりに生かし、市民の皆さんと市がよりよい本市の実現に向けて行動することを目的に、「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を平成 21 年 4 月に全面施行しました。未来づくりパートナー事業はその取組の一つとして、市内で活動している団体からの提案に基づき、地域課題や社会的課題の解決及び地域力の向上に資する事業を団体と市の機関が「協働」して実施し、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

2. 募集区分

募集区分	内 容	募集件数
自由提案型 助成金 上限 30 万円	市民公益型活動団体（※1）や地域コミュニティ型活動団体（※2）の <u>自由な発案</u> により、そのノウハウや特性を生かして、地域課題や社会的課題の解決又は市民サービスの向上に向けた事業を企画・提案し、 <u>市との適切な役割分担のもと</u> で実施するもの。	おおむね 4 事業
テーマ設定型 助成金 上限 30 万円	<u>市が設定するテーマ（市が協働による課題解決等を期待しているもの）に沿った事業</u> を市民公益型活動団体や地域コミュニティ型活動団体が企画・提案し、 <u>市との適切な役割分担のもと</u> で実施するもの。 (本年度のテーマは、8～9 ページをご覧ください。)	
地域力向上型 助成金 上限 10 万円	地域コミュニティ型活動団体が、 <u>地域課題の解決や発見に向けた独創的な事業</u> を企画・提案・実施し、市が主に財政面でのサポートを行うもの。 ※ 団体が現在行っている活動は、本事業の対象になりませんのでご注意ください。	おおむね 5 事業

※1 福祉・環境・子育て・地域安全・まちづくりなど、特定のテーマのもとで公益的な活動を行っている非営利活動団体。（NPO 等団体、ボランティア団体など）

※2 西宮市内の一定区域を基盤として地域に根ざした活動を行っている団体。単位組織に限らず、校区等を範囲とする連合組織や自治会等を中心に結成された実行委員会等を含みます。

3. 提案できる団体

提案できる団体は、次の①～⑤を満たす非営利活動団体（NPO 等団体、ボランティア団体、自治会等の地域コミュニティ型活動団体など）です。

- ① 西宮市内に事務所又は活動場所を有すること。
- ② 団体の構成員が5人以上であり、団体及び事業の責任者が明確であること。
- ③ 組織の運営に関する定款・規約・会則等の定めを有していること。
- ④ 予算・決算等の事務が適正に行われていること。
- ⑤ 宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと。

4. 対象となる事業

本制度の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業です。

区分	No.	自由提案型・テーマ設定型	地域力向上型
共通項目	①	地域課題や社会的課題の解決又は市民サービス・市民満足度・地域力の向上に資する新しい視点からの事業で、具体的な効果や成果が期待できる事業	
	②	提案団体が新規に実施する事業又は従来の実業を拡充して実施する事業	
	③	提案団体が主な担い手となり、提案団体が有する資源（スキル・ノウハウ・ネットワーク等）を活用して実施することが可能と認められる事業	
	④	西宮市内で実施され、西宮市民が主な参加者となる事業	
	⑤	予算の見積等が適正である事業	
個別項目	⑥	西宮市の総合計画の方向性に沿った事業で、提案団体と市が協働することで相乗効果が期待できるもの	新たな発想や創意工夫が認められ、他地域のモデルとなる可能性が見込まれる事業

※ 1団体につき提案できる事業は1事業までとします。

※ 以下のいずれかに該当する事業は提案することができません。

- ・法令や条例等に違反するもの
- ・営利、政治活動、宗教活動を目的とする事業
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業又は親睦会的なイベント事業
- ・施設等の建設や整備を目的とするもの、又は、備品等の取得を主な目的とするもの
- ・西宮市及び西宮市の外郭団体から助成を受けている事業
- ・西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が行う事業
- ・他の制度で実現可能なもの（市の名義後援による広報協力など）
- ・その他、市が不適切と判断した事業

5. 事業期間

- (1) 今回募集する提案事業の実施期間は、協働事業確認書の締結後（平成 31 年 5 月中旬予定）から平成 32 年 2 月までです。（※ 1）
- (2) 一つの事業につき、最長 3 年間（※ 2）継続して提案（実施）することが可能です。ただし、協働事業の審査は毎年実施しますので、審査の結果によっては、2 年目以降の事業実施及び助成の継続ができない場合があります。また、前年度と同じ事業内容での提案はできませんのでご注意ください。（10 ページ Q 6 参照）

※ 1 事業期間の開始前又は終了後に支出した経費は、助成対象経費に含まれません。

※ 2 テーマ設定型は、テーマによって継続実施の可能な期間が異なります。

6. 助成金について

提案事業の実施に直接要する経費の一部を市が補助します。

(1) 助成金額

募集区分	助成金額
自由提案型	対象経費の 80% に相当する額（上限 30 万円）
テーマ設定型	テーマにより異なる（8～9 ページ参照）
地域力向上型	対象経費の 80% に相当する額（上限 10 万円）

(2) 助成対象となる主な経費（いずれも領収書等の写しの提出が必要です。）

費目	内容
報償費	外部講師・専門家等への謝金、一時的なボランティアスタッフへの謝礼等 【団体構成員に対する謝金等について】 原則として対象外となります。ただし、講師謝金について、事業に適した講師が団体内部にしかいないなど、やむを得ない事情があると認められる場合は、内部講師への謝金も助成対象経費とします。なお、事業費総額の 2 割を上限として、かつ、1 回あたりの上限を 1 万円とします。
交通費	団体構成員等の事業実施場所までの交通費（公共交通機関の利用に限る）
消耗品費	用具・文具類等の消耗品、資材等の購入費など
食糧費	講師のお茶、その他事業実施に必要不可欠なもの
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷代、資料のコピー代など
通信運搬費	チラシや資料の郵送料、運送料など

保険料	ボランティアスタッフやイベント参加者のための保険料など
手数料	振込手数料など
委託料	専門的知識や技術等を要する業務を外部委託するもの（会場設営等）
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機器等のレンタル料など
備品購入費	事業を実施するために必要な備品（数年にわたり使用できる1万円以上の物品。事業以外に転用できる家電製品等は除く。）の購入に係る費用 ※ 原則としてリース対応が困難な場合に限ります。 ※ 事業費総額の2割を上限とします。
その他	その他市長が認めるもの

※ 上記対象経費に該当する場合でも、審査の結果、対象経費として認められない場合又は金額を変更していただく場合があります。（特定の経費に偏りがある場合など）

（3）助成対象とならない経費

団体構成員に対する人件費
事務所の賃借料、修繕料、光熱水費、電話通信費等の団体運営経費
飲食費
団体構成員が関与している団体への外注費
領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
その他市長が不適切と認める経費

（4）助成金額の計算例

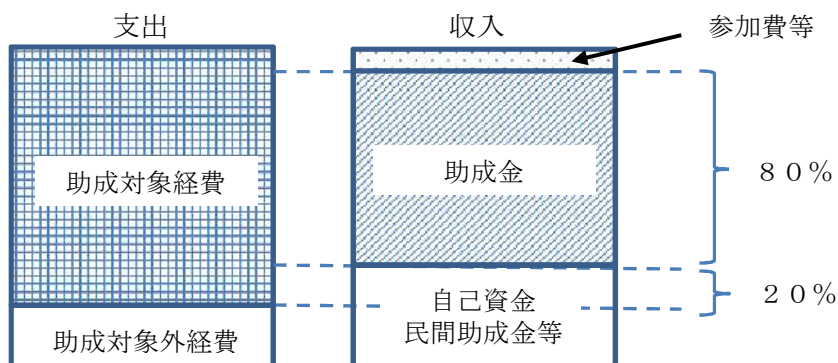
助成額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{助成額} = (\text{助成対象経費} - \text{事業実施に係る収入額(参加費等)}) \times \text{助成割合}$$

（上記助成額が募集区分の助成上限額を超える場合は、上限額を助成額とする）

※ 助成額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を交付します。

<自由提案型の助成金イメージ>



(5) 助成金の交付について

助成金は、原則として事業終了後に一括で提案団体に交付します。ただし、事業の円滑な実施を図るために必要と認められる場合は、交付予定額の5割の金額を上限に、事業実施前に交付することも可能です。その場合は、事業終了後の決算額をもとに、助成金の精算（市からの残額の支払又は提案団体からの余剰分の返金）を行います。

7. 提案手続について

(1) 提出書類

番号	提出書類名称	様式
1	協働事業（未来づくりパートナー事業）提案書	所定の様式 (15 ページ参照)
2	提案団体概要書	
3	収支予算書	
4	団体の定款・規約・会則等	自 由
5	団体の会員名簿	
6	団体の最新の収支決算書及び事業報告書 (上記が提出できない場合は、最新の収支予算書と事業計画書)	
7	団体の活動内容がわかる資料 (会報、リーフレット、活動写真等)	

※ ご提出いただいた書類一式は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 1は、募集区分によって様式が異なりますのでご注意ください。

※ 1～3の様式は、西宮市のホームページからダウンロードすることができます。

【 トップページ → 市政情報 → 参画と協働・市民活動 → 協働によるまちづくり 】

(2) 募集期間

平成31年2月12日（火）～平成31年3月20日（水）

(3) 受付場所及び受付時間

【受付場所】西宮市役所本庁舎7階 市民協働推進課（西宮市六湛寺町10番3号）

【受付時間】9時～17時30分（土・日・祝日を除く）

※ 郵送やメールによる受付はしていません。受付の際に、提出書類の確認と提案内容についての面談を行いますので、事前に市民協働推進課（TEL：0798-35-3764）へ来庁日時をお知らせの上、事業内容について熟知している方がご持参ください。

8. 審査及び結果について

(1) 一次審査（書類審査）

市民協働推進課において、以下の基準に沿った審査を行います。基準に該当しない事業は、実施見送りとなります。

- ・提案団体及び提案内容が募集要件に該当しているか。
- ・提案内容及び事業目的が明確で、公益性が認められるか。
- ・実現可能な内容となっており、具体的な効果や成果が見込まれるか。
- ・関係課との協議が成立・完了しているか。

(2) 二次審査（協働事業提案審査会） 平成31年4月24日（水）開催予定

提案団体からの提案内容に関するプレゼンテーション及び審査会委員による質疑応答を公開の場で行います（1団体 15分程度）。その結果と書類内容をもとに、審査会委員による審査を非公開で行います。後日、審査会の審査結果を踏まえ、市が事業採択の可否を決定します。

なお、プレゼンテーション審査に欠席した場合は、提案を取り下げたものとみなします。

※ プレゼンテーションでは、事業提案書等を当日資料として来場者に配布しますので、あらかじめご了承ください。

(3) 審査結果について

審査結果は、提案団体に対して書面により通知します。

【一次審査結果】平成31年4月上旬予定

【二次審査結果】平成31年5月上旬予定

(4) 採択された事業について

- ① 二次審査の結果、採択された事業については、市との協議及び確認書（事業内容やそれぞれの役割分担等が記載されたもの）の締結を経た後に事業を開始します。
（協議が整わない場合は実施見送りとなります。）
- ② チラシ等を作成する場合、「この事業は、西宮市未来づくりパートナー事業の助成を受けて実施します」の一文を入れてください。
- ③ 市民が参加する事業については、必ず参加者アンケートを実施してください。
- ④ 事業終了後は、以下の書類を市民協働推進課へ速やかに提出してください。
事業報告書、自己評価書、収支計算書、領収書等、写真（5～10枚）、アンケート結果
※ 事業報告書や写真は、市のホームページや事例集等で公表します。
- ⑤ 自由提案型及びテーマ設定型の事業を実施した団体は、翌年度に開催する「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」にご出席いただきます。評価委員会で受けた評価や意見は、その後の事業実施に活かしてください。

9. 全体の流れ

<p>相談・提案書受付 (2月12日～3月20日)</p>	<p>市民協働推進課で相談及び提案書の受付を行います。</p>
<p>提案団体と市との協議 (3月29日まで)</p>	<p>提案団体と提案内容に関係のある課が、事業の目的、内容、役割分担、協働の方法等について協議を行います。必要に応じて、事業内容の再検討や提案書類の修正を行います。</p>
<p>一次審査(書類審査)の結果通知 (4月上旬予定)</p>	<p>一次審査の結果を市民協働推進課から提案団体に通知します。</p>
<p>二次審査(協働事業提案審査会) (4月24日(水)予定)</p>	<p>提案事業の内容を公開の場で説明し、審査員による質疑に回答していただきます。その後、審査会において事業採択についての審査(非公開)を行います。</p>
<p>二次審査の結果通知 (5月上旬予定)</p>	<p>二次審査の結果を市民協働推進課から提案団体に通知します。</p>
<p>事業化の検討・確認書の締結 (5月中旬予定)</p>	<p>提案団体と関係課が審査会意見を踏まえた詳細な打ち合わせを行います。協議が整えば確認書の締結を経て、事業を開始します。(協議が整わない場合は実施見送りとなります。)</p>
<p>事業の実施 (5月中旬～2月下旬)</p>	<p>助成金の概算払いが必要な場合は、事業実施前に市民協働推進課へご相談ください。</p>
<p>事業完了・実施報告 (事業完了後)</p>	<p>事業完了後、事業報告書等の必要書類を作成の上、市民協働推進課に提出してください。事業内容の確認後、助成金の精算を行います。</p>
<p>報告書等の公表 評価委員会への出席 (翌年5月以降)</p>	<p>事業報告書や評価については、市のホームページ等で公表し、協働の成果を関係者や市民の皆さんと共有します。 自由提案型とテーマ設定型の実施団体は、評価委員会にご出席ください(6ページ参照)。</p>

10. その他

- (1) 協働事業提案書、審査結果に係る情報、事業報告書等の書類及びその内容は、個人情報を除き、原則として市のホームページ等で公開されます。
- (2) 以下の①～④のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消す(交付済みの金額は返金していただく)ことがあります。
 - ① 提案団体又は事業内容が本募集要領に記載の要件を満たさなくなった場合
 - ② 市長の承認なしに事業を変更又は中止した場合
 - ③ 偽りその他不正な方法により助成金の交付(決定)を受けた場合
 - ④ 助成金を当該事業実施以外の用途に使用した場合

【テーマ設定型の募集テーマ】

(注意) いずれも提案団体が単独で実施するのではなく、市との協働が必要になります。
事業実施にあたり、市に期待する役割を提案書に記載してください。

①	テーマ	地域コミュニティ団体担い手育成事業
	テーマの背景	近年、自治会、町内会、福社会、連合自治会等の地域コミュニティ団体においては、その活動の中心となる人材の高齢化が進行し、担い手不足が顕著となっています。今後もそれぞれの地域コミュニティ団体が持続的に活動していくためには、幅広い世代を対象とした担い手の育成等が必須です。
	期待すること	地域コミュニティ団体において、幅広い世代の参加促進を図る取組や、地域活動への理解や関心を高める研修の開催等を通じて、地域活動の担い手育成を推進する事業を募集します。
	助成金額	対象経費の80%に相当する額（上限10万円）
	事業期間	単年度
	テーマ設定課	市民局 コミュニティ推進部 地域担当課 連絡先：0798-35-3876

②	テーマ	地域ぐるみの安全なまちづくり
	テーマの背景	市は、防犯灯や防犯カメラの設置、青パトによる巡回等を実施していますが、それだけで地域の安全が十分に確保できるわけではありません。空き巣・痴漢等の街頭犯罪を防止するためには、地域ぐるみでの「地域防犯活動」が重要であり、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでいることを示すことで、「この地域は犯行がしづらい」と思わせることが有効です。そのため、各地域では様々な団体により、自主的な見守り活動や地域パトロールが実施されていますが、近年、コミュニティ意識の希薄化や生活様式の多様化により、防犯活動の担い手不足や活動の停滞が懸念されています。
	期待すること	地域活動の持続的な実施に向けて、より多くの地域住民や事業者が参加しやすい工夫が施された新しい視点での防犯活動モデル事業を募集します。
	助成金額	対象経費の50%に相当する額（上限30万円）
	事業期間	単年度
	テーマ設定課	市民局 コミュニティ推進部 地域防犯課 連絡先：0798-35-3474

③	テーマ	地域コミュニティ型活動団体と市民公益型活動団体との協働事業
	テーマの背景	<p>価値観の多様化や少子高齢化の進展に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しているなか、今後は多様な主体間での連携により、地域課題の解決を図っていくことで、市民による課題解決力を高めていくことが求められています。</p> <p>現在、西宮市では、一定の区域を基盤として地域に根差した活動を行っている地域コミュニティ型活動団体（地域活動団体）と、特定のテーマについて専門性を有する市民公益型活動団体（NPO 等団体）がそれぞれの分野で活動しています。異なる特性を持つ両者が協働することで効果的な取組につながるとともに、地域コミュニティの活性化や NPO の活動基盤の強化が期待できます。</p>
	期待すること	地域活動団体と NPO 等団体がそれぞれの強みを生かして、市との協働により地域課題の解決に取り組む事業提案を募集します。
	助成金額	対象経費の 80% に相当する額（上限 30 万円）
	事業期間	単年度（ただし最大 3 年まで継続実施可能（審査あり））
	テーマ設定課	市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課 連絡先：0798-35-3764

【未来づくりパートナー事業に関するQ & A】

Q 1 どうしてこのような制度を設けているのですか

A 1 市民ニーズが多様化・複雑化するなか、行政が単独で公共的なサービスの提供や地域等の課題解決に取り組むのは、人的・財政的に限界があります。未来づくりパートナー事業は、提案団体と市がそれぞれの得意なところを出し合いながら一つの事業を作り上げることで、新たな公共サービスの創出や課題解決を図ろうという試みです。市民の皆さんと市職員が様々な協働を通じて実績と経験を積み重ねていくことで、互いを知り、その後の活動の充実につながる効果も期待できるなど、みんなが暮らしやすいまちづくりに向けて必要な事業と考えています。

Q 2 提案団体にはどのようなメリットがありますか。

A 2 これまで団体単独では実施できなかった事業であっても、市の有する知識・情報・資源・ネットワークを活用することで事業の実現性が高まるほか、団体内でのノウハウの蓄積が可能になると考えています。また、実施事業は市のホームページ等を通じて公開しますので、皆さんの活動が市民の皆さんに広く周知されることもメリットの一つになると考えられます。

Q 3 【自由提案型・テーマ設定型】における市の役割分担にはどのようなものがありますか。

A 3 情報・データ・場所・冊子等の提供、市政ニュースへの掲載やチラシ配架等の広報協力、関係機関との連絡調整、当日の運営協力などが考えられます。ただし、制度的な制約等がありますので、提案団体と市の関係課との協議の中で調整することになります。

Q 4 【自由提案型・テーマ設定型】と【地域力向上型】の違いを教えてください。

A 4 【自由提案型・テーマ設定型】は、提案団体と市がお互いの強みを持ち寄ることで、提案団体が単独で実施するよりも大きな効果が得られると認められる事業が対象となります。そのため、提案事業の中には一定の市の役割が必要となります。

一方、【地域力向上型】は、自治会等の地域コミュニティ型活動団体が地域課題の解決や発見に向けた独創的な事業について、市が主に資金面でのサポートを行うものです。そのため、提案事業の中に市の役割がなくても提案可能です。なお、【地域力向上型】は、団体の運営に対する支援を行うものではありませんのでご注意ください。

Q 5 事業実施にあたり、参加費等を受け取ることは可能ですか。

A 5 可能です。むしろ助成終了後の事業の継続性を高めるためにも、受益者からの費用の徴収や企業協賛の獲得などを通じて、資金確保に努めてください。ただし、事業実施に伴う参加費等の収入は、助成対象経費に充当することになります。なお、参加費の徴収にあたっては、より多くの皆さんが参加しやすい金額設定を心がけてください。

Q 6 提案団体が新規に実施する事業又は従来の事業を拡充して実施する事業とは？

A 6 新たに事業を実施する場合や、現在実施している事業の内容を拡充して実施する場合が

対象となります（本制度を活用した2年目以降の継続事業についても、前年度からの事業内容の拡充が必要となります。）。拡充とは単なる規模の拡大や回数の増加ではなく、事業自体に新たな付加価値を加えることを意味します。提案団体が本来事業として実施している事業は対象になりませんのでご注意ください。

Q 7 【自由提案型・テーマ設定型】提案団体と市の機関が協働することで、より効果が高まる事業とは？

A 7 協働事業とは、協働して行うことで相乗効果が生まれるような事業を言います。例えば、一方の役割が広報協力や会場確保のみで、もう一方がほぼすべての役割を担うといった事業は、協働事業としてふさわしくない事業にあたります。

Q 8 【地域力向上型】市から得られるサポートは資金面のみですか。

A 8 基本的には資金面でのサポートになりますが、必要に応じて情報提供や広報等の協力を行える場合があります。

Q 9 普段の活動に助成していただきたいのですが、地域力向上型ではそのような内容でも提案できますか？

A 9 地域力向上型は、地域に根ざした活動を行っている団体の新しい試みに対して、主に資金面でのサポートを行うものです。そのため、団体が普段行っている活動は本制度の対象になりません。

Q 10 二次審査（協働事業提案審査会）ではどのような基準で審査が行われるのですか。

A 10 下表に記載の5項目を基準として審査委員が採点します。市の予算の範囲内で、合計点数の高い事業から順番に採択されます。ただし、市の予算の範囲内であっても、一定の点数（委員全員の持ち点の合計点の半分など）に満たない事業は採択されません。なお、審査は、【自由提案型・テーマ設定型】と【地域力向上型】に分けて行います。

審査項目	審査の内容
先駆性	取り組む課題が新たなものである、実施手法に先進的な工夫やアイデアがあるなど、今後のモデルになりうる事業か。
公益性	解決に取り組む必要性の高い地域課題又は社会課題であるか。事業の成果が特定の個人、団体にのみ受益をもたらすものでないか。
協働の妥当性	市が協働することに妥当性があると認められるか。提案団体が単独で実施するよりも、市が協働することで、より大きな効果や成果が期待できるか。
実現可能性	活動計画の内容は具体的で実現性があり、提案団体は活動を遂行する能力があると認められるか。
効果	事業を実施することで、具体的な効果や成果が期待できるか。予算と事業効果の費用対効果は十分に見込まれるか。

未来づくりパートナー事業提案書 作成チェック表

「協働事業（未来づくりパートナー事業）提案書」の提出にあたり、確認していただきたい事項を以下のとおりまとめていますので、事前にご確認のうえ、提案書をご提出ください。

No.	確認事項	チェック
1	<p>提案の種類と提出する様式は一致していますか。</p> <p>自由提案型・テーマ設定型 P. 16～17</p> <p>地域力向上型 P. 18～19</p>	<input type="checkbox"/>
2	「 提案事業の名称 」は簡潔で分かりやすいものになっていますか。	<input type="checkbox"/>
3	提案事業は、平成 32 年 2 月末までに実施完了する事業ですか。	<input type="checkbox"/>
4	<p>提案する団体は次のいずれにも該当する非営利団体ですか。</p> <p>① 西宮市内に事務所又は活動場所を有すること。</p> <p>② 団体の構成員が 5 人以上であり、団体及び事業の責任者が明確であること。</p> <p>③ 組織の運営に関する定款・規約・会則等の定めを有していること。</p> <p>④ 予算・決算等の事務が適正に行われていること。</p> <p>⑤ 宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと。</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>提案事業は次のいずれにも該当しますか。</p> <p>① 地域課題や社会的課題の解決又は市民サービス・市民満足度・地域力の向上に資する新しい視点からの事業で、具体的な効果や成果が期待できる事業</p> <p>② 提案団体が新規に実施する事業又は従来の事業を拡充して実施する事業</p> <p>③ 提案団体が主な担い手となり、提案団体が有する資源（スキル・ノウハウ・ネットワーク等）を活用して実施することが可能と認められる事業</p> <p>④ 西宮市内で実施され、市民等が主な参加者となる事業</p> <p>⑤ 予算の見積等が適正である事業</p> <p>⑥- 1 【自由提案型・テーマ設定型のみ】 西宮市の総合計画の方向性に沿った事業で、提案団体と市が協働することで相乗効果が期待できるもの</p> <p>⑥- 2 【地域力向上型のみ】 新たな発想や創意工夫が認められ、他地域のモデルとなる可能性が見込まれる事業</p>	<input type="checkbox"/>

No.	確認事項	チェック
6	<p>提案事業は<u>次のいずれにも該当しない</u>事業ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令や条例等に違反するもの ・営利、政治活動、宗教活動を目的とする事業 ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業又は親睦会的なイベント事業 ・施設等の建設や整備を目的とするもの又は備品等の取得を主な目的とするもの ・西宮市及び西宮市の外郭団体から助成を受けている事業 ・西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が行う事業 ・他の制度で実現可能なもの（市の名義後援による広報協力など） ・その他、市が不適切と判断した事業 	<input type="checkbox"/>
7	<p>「提案事業の概要」には、現状と課題、事業の目的と効果、具体的な事業内容が分かりやすく記載されていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
8	<p>自由提案型・テーマ設定型</p> <p>「役割分担」には、提案団体と市の役割分担が分かりやすく記載されていますか。また、それぞれの強みを活かせる分担になっていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
9	<p>自由提案型・テーマ設定型</p> <p>「協働について」には、なぜ市と協働する必要があるのか、また、協働することによってどのような効果が見込めるかが分かりやすく簡潔に記載されていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
10	<p>地域力向上型</p> <p>「役割・協働」には、提案団体の役割が分かりやすく記載されていますか。また、市に期待する役割がある場合又は他団体と協働する場合、相手方の名称と役割が記載されていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
11	<p>「提案事業の実施体制」、「事業スケジュール」、「助成期間終了後の取組予定や成果の活用」には、具体的な内容が記載されていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
12	<p>「提案団体概要書」には、必要事項がもれなく記載されていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
13	<p>「収支予算書」には、提案事業にかかる収入金額・支出金額・内訳が正確に記載されていますか。提案事業に関係のない金額が計上されていませんか。</p>	<input type="checkbox"/>

応募用紙

<提出様式>

- 【自由提案型・テーマ設定型】協働事業(未来づくりパートナー事業)提案書 (16～17 ページ)
- 【地域力向上型】協働事業(未来づくりパートナー事業)提案書 (18～19 ページ)
- 提案団体概要書 (20 ページ)
- 収支予算書 (21 ページ)

※ 各様式は、市のホームページからダウンロードすることができます。

【 トップページ → 市政情報 → 参画と協働・市民活動 → 協働によるまちづくり 】

参考：記載方法の説明・記載例

- 協働事業 (未来づくりパートナー事業) 提案書 (22～23 ページ)
- 収支予算書 (24 ページ)

年 月 日

西宮市長 様

団体名	
団体所在地	〒 ー
代表者名	

協働事業（未来づくりパートナー事業）提案書

西宮市参画と協働の推進に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり提案します。

1	提案の種類	<input type="checkbox"/> 自由提案型 <input type="checkbox"/> テーマ設定型
2	提案事業の 名称	
3	事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
4	提案事業の 概要	① 現状と課題
		② 事業の目的と効果
		③ 実施する事業の内容（対象者、事業内容、実施方法、先駆性）

5	役割分担	① 提案団体の役割
		② 市に期待する役割
		③ 想定される関係課等の名称
6	協働について	① 市との協働の必要性と効果
		② 他団体との協働
7	提案事業の 実施体制	
8	事業 スケジュール	
9	次年度の事業 継続の有無	<input type="checkbox"/> 次年度も未来づくりパートナー事業の申請を行う予定（ 年度まで申請予定） <input type="checkbox"/> 次年度の未来づくりパートナー事業の申請は行わない予定
10	助成期間終了後 の取組予定や 成果の活用	

※ 文章はできるだけ分かりやすく簡潔に記載してください。

年 月 日

西宮市長 様

団体名	
団体所在地	〒 ー
代表者名	

協働事業（未来づくりパートナー事業）提案書

西宮市参画と協働の推進に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり提案します。

1	提案の種類	地域力向上型
2	提案事業の名称	
3	事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
4	提案事業の概要	① 現状と課題
		② 事業の目的と効果
		③ 実施する事業の内容（対象者、事業内容、実施方法、独創性）

5	役割・協働	① 提案団体の役割
		② 市に期待する役割（ある場合のみ記載してください）
		③ 他団体との協働（ある場合のみ記載してください）
6	提案事業の 実施体制	
7	事業 スケジュール	
8	次年度の事業 継続の有無	<input type="checkbox"/> 次年度も未来づくりパートナー事業の申請を行う予定（ 年度まで申請予定） <input type="checkbox"/> 次年度の未来づくりパートナー事業の申請は行わない予定
9	助成期間終了後 の取組予定や 成果の活用	

※ 文章はできるだけ分かりやすく簡潔に記載してください。

提案団体概要書

団体名					
団体所在地	〒 ー				
代表者名					
担当者・連絡先	担当者名				
	住 所	〒 ー			
	電話番号 FAX番号	電 話		F A X	
	電子メール				
設立年月					
主な活動内容 と活動場所					
過去の活動実績 や助成実績					

提案書の記載方法

※ 自由提案型・テーマ設定型の様式をもとに説明しています。
地域力向上型についても、こちらの説明に準じて作成してください。

年 月 日

西宮市長 様

団体名	
団体所在地	〒 ー
代表者名	

協働事業（未来づくりパートナー事業）提案書

西宮市参画と協働の推進に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり提案します。

1	提案の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 自由提案型 <input type="checkbox"/> テーマ設定型
2	提案事業の名称	簡潔で分かりやすい名称にしてください。
3	事業実施期間	平成●●年●●月●●日 ～ 平成●●年●●月●●日
4	提案事業の概要	<p>① 現状と課題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">現在の状況とこの事業により解決したい地域課題や社会的課題、又はどのような市民ニーズからこの事業を提案するかについて記載してください。</div> <p>② 事業の目的と効果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">この事業を行うことで何を達成したいか、また、この事業を実施することで市民や地域に対してどのような効果があるか記載してください。</div> <p>③ 実施する事業の内容（対象者、事業内容、実施方法、先駆性）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「だれを対象」に「どのような事業」を「どのような方法」で実施するか記載してください。方法については、その先駆性や独創性という点を踏まえて記載してください。</div>

5	役割分担	① 提案団体の役割 この事業において提案団体の果たす役割を記載してください。 例) 事業の企画、チラシの作成、当日の運営、アンケートの実施など
		② 市に期待する役割 この事業の実施にあたり、市に担ってほしい内容を記入してください。 例) 場所や情報の提供、市政ニュースへの掲載やチラシ配架等の広報、関係機関との連絡調整、当日の運営協力など。
		③ 想定される関係課等の名称 事業内容に関係すると思われる部署名を記載してください。 分からない場合は市民協働推進課にご相談ください。
6	協働について	① 市との協働の必要性と効果 なぜ市と協働する必要があるのか、また、協働することで、提案団体が単独で実施した場合と比べてどのような効果が期待できるかを記載してください。
		② 他団体との協働 市以外の他団体と協働（連携）して事業を実施する場合は、協働（連携）する団体の名称と役割を記載してください。提案団体が単独で実施する場合は「なし」と記載してください。
7	提案事業の実施体制	提案団体が事業を実施するための組織体制を記載してください。 例) 責任者 ○○○○、■■■担当 □□□□、▲▲担当 △△△△ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 従事者数 ○○名
8	事業スケジュール	スケジュール（いつ頃にどのようなことをするか）を記載してください。 例) 7月 提案者と市の協議、実施日時・場所・イベント内容を決定 9月 チラシ完成・配布、市政ニュース掲載、参加者募集開始 12月 イベントの実施、アンケートの実施
9	次年度の事業継続の有無	■ 次年度も未来づくりパートナー事業の申請を行う予定（平成32年度まで申請予定） □ 次年度の未来づくりパートナー事業の申請は行わない予定
10	助成期間終了後の取組予定や成果の活用	助成期間（最長3年）終了後の取組予定や、本事業の成果をその後の活動にどのように生かしていくかについて記載してください。

※ 文章はできるだけ分かりやすく簡潔に記載してください。

<参考：平成 30 年度の実施事業>

No.	区分	事業名	提案者名	事業概要
1	自由提案型	地域のがっこう (まちのがっこう)	特定非営利活動法人 なごみ	住民が多世代で学び・つながり・まちのことを考えるきっかけを作るため、住民が主体となり、年齢に関係なく地域のことを一緒に学ぶ「地域のがっこう (まちのがっこう)」を開校する。
2	自由提案型	働くパパ・ママの ネットワーク作り事業	働くママの朝活会 in 西宮	子育てをしながら働いているパパ・ママのネットワーク (つながり) を西宮市内全域に作ることで、悩み等を話せる場を設定すること、生の意見を市に届けることを目的に、各地区で座談会を開催する。
3	地域力向上型	かまどベンチ火起こし 体験 (キャンプ事前学習) と 防災学習	芦原地域生活文化 問題協議会	地域に新たに設置された非常用設備の説明や、「かまどベンチ」を利用した火起こし体験等を行うことで、地域住民に施設を周知し、各家庭で「災害への備え」について話し合う機会や、子どもたちが楽しく学ぶ機会を提供する。
4	地域力向上型	地域みんなで 英語でおもてなし	北口地域団体連絡 協議会	西宮市に来られる外国人観光客に、西宮の観光スポットなどを英語でガイドできる素敵な街を北口地域から目指していくことを目的として、地域住民を対象とした英会話レッスンを実施する。

問合せ先

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階
電 話 : 0798(35)3764
E-mail : vo_chiiki@nishi.or.jp